

株式会社M・B・Mが輸入・販売した「プラントサプリBK-1」の回収等について

農林水産省は、株式会社M・B・M（熊本県熊本市）が、「プラントサプリBK-1」について、農薬の有効成分が含まれるにも関わらず、農薬取締法に基づく登録を受けることなく輸入及び販売していたことを確認しました。

このため、農林水産省は、株式会社M・B・M及び販売者に対し、「プラントサプリBK-1」の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況等について報告することを命じました。また、都道府県を通じて、これらの資材を保有している販売者及び使用者に対し、回収への協力を依頼しました。

なお、当該資材に含まれる農薬の有効成分の性質及び当該資材に表示されている使用方法等を総合的に勘案すると、当該資材を使用して生産された農作物の摂取による健康への悪影響は想定されないものと考えています。

経過

1. 農林水産省は株式会社M・B・M（以下「同社」という。）が輸入及び販売を行う「プラントサプリBK-1」（商品名。以下「当該資材」という。）が、農薬取締法（昭和23年法律第82号。以下「法」という。）第3条第1項に基づく登録を受けていない農薬である疑いがあるとの情報を受け、令和6年7月10日から7月11日までの間、同社及び当該資材を同社から購入し販売している者（以下「販売者」という。）に対し、法第29条第1項の規定に基づく立入検査を行いました。この結果、

（1）同社は、中華人民共和国の製造者から当該資材を肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）の第2条第2項に規定する特殊肥料であるカルシウム液肥として数年前から輸入していたこと。

（2）当該資材の令和5年の輸入量は、約3,000本（約3トン）であること。

（3）当該資材は福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県において販売されていたこと。
等が明らかになりました。

2. また、当該資材を分析した結果、中華人民共和国で農薬として登録を受けているが、我が国では農薬として登録を受けていない有効成分であるマトリンが、病虫害防除効果を有する程度含まれていることが確認され、当該資材は法第3条第1項に基づく登録を受けていない無登録農薬に該当することが判明しました。

3. なお、当該資材に含まれている農薬の有効成分の性質及び当該資材に表示されている使用方法等を総合的に勘案すると、当該資材を使用して生産された農作物の摂取による健康への悪影響は想定されないものと考えています。

農林水産省の対応

1. 株式会社M・B・Mが当該資材を輸入・販売する行為は、法第3条第1項及び第18条第1項の規定に違反するものであることから、農林水産省は、同社及び販売者に対し、当該資材の自主回収を行うよう指導したところであり、本日付けで自主回収の状況及び在庫品の処分状況等について報告することを命じました。

2. また、同日付で、農林水産省から都道府県に対し、当該資材を保有している販売者及び農家に対して、これらを販売又は使用することなく、直ちに同社に返品することを指導する通知を発出しました。

(参考) マトリンとは

マトリン (matrine) は、マメ科植物であるクララの根 (漢方薬名: 苦参) の生薬成分。我が国ではこれまでに農薬として登録を受けたことはないが、中国ではダニ等に適用のある農薬として登録を受けている。

添付資料

- ・ 別紙1 指導通知 (PDF : 333KB)
- ・ 別紙2 農業資材プラントサプリBK-1の写真 (PDF : 244KB)
- ・ 別紙3 農薬取締法抜粋 (PDF : 144KB)

【お問合せ先】

消費・安全局農産安全管理課農薬対策室

担当者: 廣谷、真間

代表: 03-3502-8111 (内線4500)

ダイヤルイン: 03-3501-3965



6 消安第 2787 号

令和 6 年 8 月 6 日

北海道農政事務所消費・安全部長
各地方農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

} 殿

消費・安全局農産安全管理課長

株式会社M・B・Mが輸入・販売した無登録農薬に関する注意喚起について

今般、株式会社M・B・M（以下「同社」という。）が輸入・販売する製品「プラントサブリBK-1」（以下「当該資材」という。）を分析した結果、中華人民共和国で農薬として登録を受けているが、我が国では農薬として登録を受けていない有効成分であるマトリンが、病虫害防除効果を有する程度含まれていることが確認され、当該資材は農薬取締法第3条第1項に基づく登録を受けていない無登録農薬であることが判明しました。このため、同社及び当該資材を同社から購入し販売している者（以下「販売者」という。）に対し、当該資材の自主回収を行うよう指導するとともに、自主回収の状況、在庫品の処分状況等について報告するよう命じました。

については、当該事実を農林水産省ホームページで公表したので、貴局管下都道府県に対し周知するとともに、下記について対応するよう指導をお願いします。

なお、当該資材に含まれている農薬の有効成分の性質及び当該資材に表示されている使用方法等を総合的に勘案すると、当該資材を使用して生産された農作物の摂取による健康への悪影響は想定されないものと考えています。

記

- 1 当該資材を保有している販売者に対して、これらを販売することなく、直ちに購入元を通じて同社に返品するよう指導すること。
- 2 当該資材を保有している使用者に対して、これらを使用することなく、直ちに販売者を通じて同社に返品するよう指導すること。
- 3 無登録農薬であると疑われる資材が販売又は使用されることを防止するため、別添の「農薬疑義資材の使用防止リーフレット」を活用し、農薬疑義資材に関する情報を得た際は、農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室に情報提供すること。

農業資材「プラントサプリ BK-1」の写真



○ 農薬取締法【抄】（昭和 23 年法律第 82 号）

（定義）

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス（以下「病害虫」と総称する。）の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤（その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤（肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第二条第一項に規定する肥料を除く。）をいう。

2～4 （略）

（農薬の登録）

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物（その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。）に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬（以下「特定農薬」という。）を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

2～9 （略）

（販売者についての農薬の販売の制限又は禁止等）

第十八条 販売者は、容器又は包装に第十六条（第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十四条第一号において同じ。）の規定による表示のある農薬及び特定農薬以外の農薬を販売してはならない。

2～4 （略）

（報告及び検査）

第二十九条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者若しくは農薬使用者若しくは除草剤販売者又は農薬原体を製造する者その他の関係者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第三条第一項、第四条第一項、第七条第八項、第九条第二項及び第三項、第十条第一項、第十六条、第十八条第一項及び第二項、第十九条、第二十一条、第二十三条、第二十四条、第二十五条第三項、第二十六条第一項並びに第三十一条第一項及び第二項の規定の施

行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項に関し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料若しくは除草剤を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用若しくは除草剤の販売若しくは農薬原体の製造その他の事項の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬若しくはその原料又は除草剤を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

2～5 （略）